

東京都立小石川中等教育学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであること、全ての生徒に関係する問題であることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対処を行う。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の尊厳を害するとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して行ってはならないものである。このことを全ての生徒が認識し、いじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを知りながら放置することがないよう、生徒の健全な情操や道徳心を培い、規範意識を養うよう努める。
- (3) いじめの防止等のための対策は、何よりいじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民並びに関係する機関や団体との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校の学校いじめ対策委員会は、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等、いじめ問題にかかわる事項について検討し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするために設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止等の取組の年間計画の作成
- いじめ防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発
- いじめの疑いや生徒の問題行動等に関する情報収集
- いじめの情報の迅速な共有、教職員や関係生徒への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導体制・対応方針等の決定
- 保護者や関係機関との連携等の対応

ウ 会議

原則として年3回、また必要に応じて適宜開催する。会議は校長が招集し、その運営を管理する。

エ 委員構成

本校の学校いじめ対策委員会は、次の者を構成員とする。

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任、保護者代表（PTA会長）、
スクールカウンセラー、その他 校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校の学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

○学校いじめ対策委員会に対する専門的知見からの助言・支援

○いじめ等の問題行動の未然防止や早期解決を図るための関係機関によるサポート体制の中核的役割を担う

○保護者、スクールカウンセラー、警察等の関係機関との迅速かつ適切な連携

ウ 会議

原則として年3回、また必要に応じて適宜開催する。会議は校長が招集し、その運営を管理する。

エ 委員構成

本校の学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

校長、副校長、生活指導主任、生活指導部担当教員、保護者代表（PTA会長）、
スクールカウンセラー、警察署職員（スクールサポーター）、その他 校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 各学年学級担任が、生徒一人一人が活躍できる集団づくりに努めるとともに、全教員が全ての教育活動を通じて道徳教育の充実や生徒の豊かな情操の育成に努める。

イ 年間3回「生活・学習実態調査」を実施し、生徒の基本的な生活習慣の確立や規律正しい態度で授業や行事に参加できるよう努めるとともに、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

ウ 道徳やホームルームの時間等を活用して、いじめに関する授業を実施する。

エ 生活指導部担当教員と生徒自治会役員生徒の定例会を毎週開催し、いじめ防止等に関する生徒会等の啓発活動を支援する。

オ 保護者や地域に対して、学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表し、取組についての理解を図る。

カ 教職員に対して、校内研修会や職員会議の機会を利用していじめの防止等に関する研修を実施し、いじめ等の問題に対する共通理解と教職員の資質向上を図るとともに、いじめ等の問題に対する組織的対応力を高める。

(2) 早期発見のための取組

- ア 年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、生徒理解・生徒等の情報把握に努める。
- イ 日常の保健室・相談室（スクールカウンセラー）等による教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒・保護者に広く周知する。
- ウ 各学年学級担任による個人面談（三者面談も含む）を年間に複数回実施し、生徒理解・生徒等の情報把握に努める。
- エ 始業時から7時限終了までの間、教員による校内巡回を実施し、生徒の状況や校舎内の施設の観察を行う。
- オ 学年通信や学級通信の発行により、学校での生徒の様子を保護者に伝えるとともに、保護者会や学級懇談会等の機会を活用して、生徒に関する情報について教員と保護者の共有化に努める。
- カ インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、生徒に対しては、道徳やホームルーム、セーフティ教室、情報の授業等を通じて情報モラルの徹底を図るとともに、教職員に対しては、校内研修会等を活用してインターネット等の適正な利用に関する指導力の向上に努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア 生徒からいじめに関する相談や情報提供があった場合、あるいは教職員によるいじめの発見（疑わしい場合も含む）があった場合には、速やかに学年と生活指導部教員が連携して、関係生徒に対する事情聴取を行い、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行う。
- イ 直ちに学校いじめ対策委員会を開催し、把握した情報に基づき、対応方針の策定や適切な役割分担を行うなど、組織的に対応する。
- ウ 事実の確認によっていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒の安全確保を第一に行うとともに、スクールカウンセラーや、児童相談所や福祉事務所等の関係機関の専門的知識を有する方の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を継続的に行う。
- エ いじめを行った生徒に対しては、行為の重大性を十分認識させ、心から反省し、二度といじめを行わないよう徹底した教育的指導を行うとともに、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導や助言を継続的に行う。
- オ いじめを見ていたり、はやしたてたり、同調している生徒に対しても、それらの行為がいじめに加担する行為であることをきちんと理解させるとともに、いじめを受けた者の立場になって考えられる心や、いじめを止めたり誰かに知らせる勇気を持つことの大切さなどを、全ての生徒に指導する。
- カ 発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものの可能性がある場合には、警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めると

きを重大事態と捉え、このような事態が発生した場合には、東京都教育委員会に迅速に報告した上で、その指導の下、速やかに適切な対応を行う。

- イ 重大事態が発生した場合は、関係生徒への事情聴取に加えて、全校生徒や保護者に対してアンケート調査等を行い、事実関係を徹底的に把握することに努める。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校が把握した情報を真摯に提供するとともに、生徒の生命、心身、財産の保護を優先した支援を継続的に行う。その際、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門的知識を有する方の協力を求めるとともに、家庭訪問を通じた家庭状況の把握と支援にも努める。さらに、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、最大限配慮する。
- エ いじめを行った生徒及び保護者に対しては、二度といじめを行わないよう徹底した教育的指導を行うとともに、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合には、必要に応じて、警察、司法、医療、福祉機関等と連携しながら対応する。
- オ 重大事態が発生した場合は、緊急保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。

5 教職員研修計画

- (1) 校内研修会や職員会議等の機会を利用して、原則として年3回実施する。
- (2) 研修内容 ①いじめ問題の見方・考え方 ②いじめの未然防止に向けた学校の対応
③いじめの早期発見 ④いじめの早期発見のための情報共有の工夫
⑤いじめの早期対応と校内体制 ⑥保護者・地域との連携
⑦スクールカウンセラーとの連携 ⑧相談環境の充実
⑨生徒との効果的な面接の実施 ⑩警察との連携 等のテーマについて、適宜研修を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめの未然防止、早期発見のために、学級、学年、学校からの便りや保護者会等の機会を十分活用し、日頃より生徒や学校の状況について保護者と教職員の間で情報の共有化を図る。
- (2) 各学級担任による個人面談やスクールカウンセラー等による教育相談体制を保護者に周知し、いじめ問題への対応を円滑に行える環境を整える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会(21開拓委員会)の場をはじめ、地域住民、警察署(スクールサポーター)、児童相談所や福祉機関、医療機関等の関係団体や専門的知識を有する方々との連携関係の強化を日頃より推進し、いじめ問題への対応を円滑に行える環境を整える。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価の機会を利用して、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、教職員、生徒、保護者によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の本方針の改善の方策を検討するものとする。